

農業農村整備事業業務等共通仕様書の改正対比表

改正後（平成29年4月版）	改正前（平成28年6月版）
<p style="text-align: center;">農業農村整備事業設計業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">平成28<u>29</u>年6<u>4</u>月</p> <p style="text-align: center;">長崎県農林部農村整備課</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1－7条 管理技術者</p> <p style="padding-left: 20px;">1 ～ 2 [省略]</p> <p>3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4 ～ 8 [省略]</p>	<p style="text-align: center;">農業農村整備事業設計業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">平成29<u>28</u>年6月</p> <p style="text-align: center;">長崎県農林部農村整備課</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1－7条 管理技術者</p> <p style="padding-left: 20px;">1 ～ 2 [省略]</p> <p>3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）<u>のいずれかの資格を有し、別紙にある分類Ⅰから分類Ⅳのうち該当する分類に定める業務経験を有するもの</u>、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4 ～ 8 [省略]</p>